

豊監報第30-5号
平成30年5月31日

| | |
|---------|------|
| 豊岡市監査委員 | 保田勇一 |
| 豊岡市監査委員 | 中嶋英樹 |
| 豊岡市監査委員 | 木谷敏勝 |

定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

定期監査及び行政監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査を第4項の規定による定期監査として、併せて第2項の規定に基づく行政監査を実施した。

第2 監査の対象

1. 監査の対象

〔教育委員会所管施設〕

府中小学校、八代小学校、日高小学校、静修小学校、三方小学校、清滝小学校
新田幼稚園、中筋幼稚園、日高幼稚園、合橋認定こども園、高橋認定こども園
資母認定こども園

2. 対象期間と範囲

平成29年4月1日から翌年3月31日現在までの上記各施設の財務及び一般行政事務に関する事務の執行

第3 監査の実施期間

平成30年4月16日から5月23日まで

第4 監査の着眼点

今回の監査は、上記の教育委員会所管にかかる施設の事務を対象に、主に予算執行その他の事務の処理状況、現金・物品の出納及び保管状況並びに施設管理の状況等を重点に、平成30年3月31日現在の監査要求資料等に基づき、それぞれの事務が関係法令等に準拠し、かつ適正・的確に行われているかを試査した。

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局職員による事前監査（予備調査）をヒアリング形式により実施するとともに、監査委員による監査を実施した。

1. 事前監査実施日 平成30年4月20日、24日及び25日

- (1) 監査要求資料〔所管課（教育総務課・こども教育課・こども育成課）一括分及び各学校・園分要求資料〕、関係帳簿及び書類の提出を求め、事前監査点検事項（チェックシート）を作成した。
- (2) 収入及び支出伝票を抽出調査し、内容を聴取・確認するとともに、財務会計システムにより予算全体の執行状況を確認した。
- (3) 実態調査表及び自己点検シートに基づいて、状況等内容を聴取した。
- (4) 備品の購入及び管理状況について、備品台帳等により確認した。
- (5) 資金前渡金について、内容を聴取し処理状況の確認を行った。
- (6) 学校（園）要覧、職員体制及び主要な特別活動の概要について説明を受け、運営状況等について確認した。
- (7) 学校（園）徴収金の内容や予算の執行状況等について、支出簿、通帳等により確認した。

2. 監査委員監査の実施 平成30年5月2日及び11日

事前監査（予備調査）の結果を踏まえて行った。

3. 監査委員名 監査委員 保田勇一 監査委員 中嶋英樹

監査委員 木谷敏勝

第6 監査の結果

監査の結果については、おおむね適正な事務処理がなされていると認められた。しかし、事務の一部について、留意及び改善を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ適切・適正な事務処理に努められたい。

なお、今回の監査における指導事項及び検討事項等は、「第7 監査の総括及び所見」に述べているとおりであるので、今後、対応等検討されたい。

また、軽易な注意事項等についてはその都度口頭で改善指導したので、記述を省略した。

以下、監査の結果は次のとおりである。なお、文中及び各表中の係数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理した関係上、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

◎教育委員会

- 府中小学校、八代小学校、日高小学校、静修小学校、三方小学校、清滝小学校 —
- 新田幼稚園、中筋幼稚園、日高幼稚園 —
- 合橋認定こども園、高橋認定こども園、資母認定こども園 —

1. 小学校の概要

各小学校の概要是次のとおりである。

(平成30年3月31日現在)

| 学校名 | 職員数 | 児童数 | 学級数 | 設立年度 | 現施設建築年度 | 敷地面積 | 建物延床面積 |
|-------|-----|------|------|-------|---------|----------------------|---------------------|
| 府中小学校 | 18人 | 191人 | 8学級 | 明治3年度 | 平成3年度 | 16,066m ² | 5,146m ² |
| 八代小学校 | 11人 | 35人 | 6学級 | 明治7年度 | 平成7年度 | 9,783m ² | 3,278m ² |
| 日高小学校 | 38人 | 452人 | 18学級 | 明治6年度 | 平成元年度 | 23,058m ² | 7,101m ² |
| 静修小学校 | 12人 | 44人 | 5学級 | 明治7年度 | 昭和52年度 | 8,057m ² | 2,165m ² |
| 三方小学校 | 18人 | 123人 | 7学級 | 明治7年度 | 平成6年度 | 32,441m ² | 4,546m ² |
| 清滝小学校 | 17人 | 93人 | 8学級 | 明治7年度 | 平成9年度 | 13,909m ² | 3,676m ² |

※ 職員数には事務職員、校務員等を含む。

2. 小学校予算の執行状況

各小学校へ配当された予算の執行状況(平成30年3月31日現在)は、次のとおりである。

(単位：千円)

| 区分 | 府中小学校 | | 八代小学校 | | 日高小学校 | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 予算額 | 執行済額 | 予算額 | 執行済額 | 予算額 | 執行済額 |
| 学校振興費 | 32 | 32 | 31 | 31 | 31 | 31 |
| 小学校管理費 | 5,746 | 5,976 | 3,626 | 3,285 | 9,153 | 8,947 |
| 需用費 | 5,230 | 5,429 | 3,110 | 2,802 | 8,489 | 8,298 |
| 消耗品費 | (1,207) | (1,100) | (686) | (663) | (2,258) | (2,022) |
| 燃料費 | (759) | (1,050) | (320) | (275) | (1,091) | (1,448) |
| 食糧費 | (4) | (3) | (4) | (3) | (4) | (4) |
| 印刷製本費 | (42) | (6) | (24) | (7) | (78) | (46) |
| 光熱水費 | (2,882) | (2,757) | (1,765) | (1,502) | (4,604) | (4,057) |
| 修繕料 | (336) | (513) | (311) | (352) | (454) | (721) |
| 役務費 | 232 | 263 | 220 | 162 | 303 | 258 |
| 備品購入費 | 284 | 284 | 296 | 321 | 361 | 391 |
| 小学校教育振興費 | 210 | 206 | 183 | 178 | 314 | 306 |
| 需用費(消) | 121 | 121 | 104 | 103 | 179 | 179 |
| 備品購入費 | 89 | 85 | 79 | 75 | 135 | 127 |
| 合計 | 5,988 | 6,214 | 3,840 | 3,494 | 9,498 | 9,284 |

(単位：千円)

| 区分 | 静修小学校 | | 三方小学校 | | 清滝小学校 | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 予算額 | 執行済額 | 予算額 | 執行済額 | 予算額 | 執行済額 |
| 学校振興費 | 32 | 32 | 32 | 32 | 31 | 31 |
| 小学校管理費 | 4,301 | 4,319 | 5,136 | 4,592 | 4,220 | 4,233 |
| 需用費 | 3,835 | 3,835 | 4,654 | 4,213 | 3,686 | 3,604 |
| 消耗品費 | (689) | (528) | (979) | (927) | (918) | (711) |
| 燃料費 | (352) | (437) | (451) | (782) | (508) | (634) |
| 食糧費 | (3) | (0) | (4) | (6) | (4) | (4) |
| 印刷製本費 | (24) | (8) | (34) | (10) | (32) | (24) |
| 光熱水費 | (2,466) | (2,375) | (2,863) | (2,012) | (1,889) | (1,648) |
| 修繕料 | (301) | (487) | (323) | (476) | (335) | (583) |
| 役務費 | 206 | 226 | 206 | 178 | 250 | 283 |
| 備品購入費 | 260 | 258 | 276 | 201 | 284 | 346 |
| 小学校教育振興費 | 172 | 165 | 200 | 175 | 210 | 205 |
| 需用費(消) | 96 | 96 | 114 | 114 | 121 | 121 |
| 備品購入費 | 76 | 69 | 86 | 61 | 89 | 84 |
| 合計 | 4,505 | 4,516 | 5,368 | 4,799 | 4,461 | 4,469 |

各小学校での歳出予算科目は、学校振興費（学校振興事業費、学校・家庭・地域連携推進事業費）、小学校管理費（学校運営事業費、学校施設管理費）、小学校教育振興費（教材備品費）であり、各小学校に対し均等割・学級数割・児童数割等で教育委員会事務局から各小学校へ一部予算配当し、小学校ごとに予算執行している。

小学校管理費の修繕料として各小学校で執行しているものは、主に小規模な修繕であり、その他の修繕については、教育総務課が各小学校の実情を把握し、緊急性、必要性等を考慮する中で、直接予算執行している。

また、小学校教育振興費は、文具教材経費等であり、消耗品費と教材備品購入費の一部をこども教育課から各小学校へ予算配当し、小学校ごとに予算執行している。

3. 小学校における主な取組状況

各小学校においては、豊岡市小中一貫教育「豊岡こうのとりプラン」～ふるさと豊岡を愛し夢の実現に向け挑戦する子どもの育成～を基本理念とする「第3次とよおか教育プラン」に則り、それぞれ重点目標並びに学校運営・教育の方針を具体的に打ち立て、家庭や地域の支援も受ける中で、その実現に向けた取組に努めている。

(1) ふるさと教育

ふるさと教育については、土曜チャレンジ学習授業も活用しながらそれぞれの学校で地域と連携した特色のある事業を行っており、人や自然、身近な環境にかかわることで、ふるさとに親しみを持ち、地域を誇りに思う子どもを育てることを目指している。

(2) 英語教育

英語教育については、全ての小学校においてALT（外国語指導助手）を中心に行われている。さらに、小中一貫教育の中に組み入れ、系統性と一貫性のあるカリキュラムで英語指導を行うなど、国の制度改革に先駆けた教育を実施している。

(3) コミュニケーション教育

性別や年代に関係なく、対等な関係の中で自分を主張すると同時に、他者を理解できる能力の育成を目指したコミュニケーション教育の実践が各小学校で行われている。

(4) いじめ対策

いじめ対策については、毎月1回「いじめアンケート」を実施するとともに小学校3年生以上の全児童にアセス（心理検査）調査を行い、いじめや問題行動の未然防止、早期発見及び早期対応につながる取組を行っている。

不登校の児童のいる学校があるが、“子どもに寄り添う”を基本にスクールカウンセラー及びこども支援センターと連携しながら、学校を挙げてその対応と解消に努力している様子が伺えた。

(5) SNS対策

インターネット利用端末となるデジタル機器の利用開始年齢は年々下がっており、それに伴って子どもが事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになったり、誹謗中傷やいじめの温床になることが社会問題となっている。児童が利用するSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の情報モラル対策として専門的講師を招き、児童・保護者に対して研修及び注意喚起を行っていることは有益有効である。

(6) ICT教育

情報化社会に対応した教育用コンピューター（タブレット含む）の導入が進んでいる。ICT（情報コミュニケーション技術）を活用した教材研究、指導の準備、授業中の活用など、各学校において有効活用への模索が続いている。

ICT活用にあたっては指導力向上のために研修会が実施されているが、授業のねらいを達成するため、情報モラルに留意しつつ、児童及び教職員のさらなるICT活用能力向上への取組が望まれる。

今後、少子化等の影響からすべての学校において、児童数は減少傾向になるが、引き続き、学校並びに地域の特性を活かし、「とよおか教育プラン」の基本理念を実現するため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を深く自覚し、より強い連携のもと基本理念の共有と実践に努められることを期待する。

4. 幼稚園の概要

各幼稚園の概要は次のとおりである。

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

| 幼稚園名 | 職員数 | 園児数 | 学級数 | 設立年度 | 現施設建築年度 | 敷地面積 | 建物延床面積 |
|-------|-----|-----|-----|--------|---------|----------------------|--------------------|
| 新田幼稚園 | 4人 | 18人 | 2学級 | 昭和25年度 | 平成2年度 | 2,004 m ² | 416 m ² |
| 中筋幼稚園 | 4人 | 18人 | 2学級 | 昭和25年度 | 昭和58年度 | 1,349 m ² | 413 m ² |
| 日高幼稚園 | 6人 | 50人 | 3学級 | 大正14年度 | 平成13年度 | 2,520 m ² | 923 m ² |

※ 職員数には、園長（日高幼稚園を除いて小学校長の兼務）を含む。

5. 幼稚園予算の執行状況

各幼稚園へ配当された予算の執行状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）は次のとおりである。

(単位：千円)

| 区分 | 新田幼稚園 | | 中筋幼稚園 | | 日高幼稚園 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 予算額 | 執行済額 | 予算額 | 執行済額 | 予算額 | 執行済額 |
| 学校振興費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 |
| 幼稚園費 | 1,153 | 1,021 | 921 | 830 | 1,733 | 1,647 |
| 需用費 | 1,063 | 957 | 818 | 747 | 1,632 | 1,568 |
| 消耗品費 | (358) | (367) | (358) | (314) | (524) | (475) |
| 燃料費 | (187) | (167) | (128) | (104) | (112) | (35) |
| 食糧費 | (13) | (9) | (13) | (8) | (30) | (13) |
| 印刷製本費 | (13) | (5) | (13) | (5) | (20) | (9) |
| 光熱水費 | (365) | (371) | (179) | (198) | (785) | (797) |
| 修繕料 | (127) | (38) | (127) | (118) | (161) | (239) |
| 役務費 | 90 | 64 | 103 | 83 | 101 | 79 |
| 合計 | 1,153 | 1,021 | 921 | 830 | 1,738 | 1,652 |

各幼稚園での歳出予算科目は、幼稚園費（幼稚園運営事業費、幼稚園施設管理費）であり、各幼稚園の実情等を勘案して、教育委員会事務局から各幼稚園へ一部予算配当を行い、幼稚園ごとに予算執行している。なお、学校振興費（学校・家庭・地域連携推進事業費）は、独立園の日高幼稚園に予算配当され執行されている。

幼稚園費の修繕料として各幼稚園で執行しているものは、主に小規模な修繕であり、その他の修繕については、教育総務課が各幼稚園の実情を把握し、緊急性、必要性等を考慮する中で、直接予算執行している。

また、備品購入については、こども育成課が各幼稚園の実情を把握し、緊急性、必要性等を考慮する中で、直接予算執行している。

6. 認定こども園の概要

各認定こども園の概要は次のとおりである。

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

| 区分 | 合橋認定こども園 | 高橋認定こども園 | 資母認定こども園 |
|---------|--------------------------|-------------------------|----------|
| 設立年度 | 平成 23 年度 | 平成 23 年度 | 平成 23 年度 |
| 現施設建築年度 | 幼稚園 昭和61年度 保育園 昭和53年度 | 幼稚園 平成元年度 保育園 昭和52年度 | 昭和54年度 |

| 区分 | 合橋認定こども園 | 高橋認定こども園 | 資母認定こども園 |
|----------|--|---|---|
| 敷地面積 | 5,197 m ² | 1,493 m ² | 1,606 m ² |
| 建物延床面積 | 811 m ² | 555 m ² | 604 m ² |
| 建物の構造 | 幼稚園：木造平屋建て 保育園：鉄筋コンクリート平屋建て 保育園：木造平屋建て | 幼稚園：鉄筋コンクリート平屋建て 保育園：木造平屋建て | 鉄筋コンクリート平屋建て |
| 集会・保育室数 | 6室 | 6室 | 6室 |
| 職員体制 | 16人 〔園長1、主任1、保育教諭3、臨時保育士5、パート保育士4、給食員・校務員2〕 | 8人 〔園長1、主任1、臨時保育士3、臨時教諭1、嘱託職員1、給食員・校務員1〕 | 12人 〔園長1、主任1、保育教諭1、臨時保育士5、パート保育士1、臨時教諭1、給食員・校務員2〕 |
| 園児数定員(名) | 90 | 50 | 60 |
| 園児数 | 0歳児 | 4 | 0 |
| | 1歳児 | 8 | 4 |
| | 2歳児 | 6 | 1 |
| | 3歳児 | 13 | 7 |
| | 4歳児 | 12 | 3 |
| | 5歳児 | 12 | 5 |
| | 計 | 55 | 20 |
| その他の | ・乳児保育事業…生後6箇月からの受け入れ ・一時保育事業 ・延長保育事業により、午前7時30分から午後7時までの開所 | ・乳児保育事業…生後11箇月からの受け入れ ・一時保育事業 ・延長保育事業により、午前7時30分から午後7時までの開所 | ・乳児保育事業…生後11箇月からの受け入れ ・一時保育事業 ・延長保育事業により、午前7時30分から午後7時までの開所 |

7. 認定こども園予算の執行状況

各認定こども園へ配当された予算の執行状況（平成30年3月31日現在）は、次のとおりである。

(単位：千円)

| 区分 | 合橋認定こども園 | | 高橋認定こども園 | | 資母認定こども園 | |
|--------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|
| | 予算額 | 執行済額 | 予算額 | 執行済額 | 予算額 | 執行済額 |
| 公立保育所費 | 6,450 | 6,347 | 3,008 | 2,846 | 4,892 | 4,526 |
| 需用費 | 6,276 | 6,207 | 2,854 | 2,716 | 4,751 | 4,418 |
| 消耗品費 | (817) | (1,088) | (474) | (425) | (631) | (602) |
| 燃料費 | (629) | (571) | (246) | (232) | (500) | (414) |
| 食糧費 | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (2) |
| 印刷製本費 | (0) | (2) | (0) | (2) | (0) | (4) |
| 光熱水費 | (1,249) | (1,196) | (683) | (621) | (1,212) | (1,088) |
| 修繕料 | (266) | (297) | (206) | (241) | (206) | (127) |
| 賃材料費 | (3,315) | (3,053) | (1,245) | (1,195) | (2,202) | (2,181) |
| 役務費 | 144 | 140 | 124 | 130 | 121 | 108 |
| 原材料費 | 30 | 0 | 30 | 0 | 20 | 0 |
| 学校振興費 | 4 | 4 | 5 | 5 | 4 | 3 |
| 合計 | 6,454 | 6,351 | 3,013 | 2,851 | 4,896 | 4,529 |

各認定こども園での歳出予算科目は、公立保育所費（保育所管理費、児童保育運営事業費）学校振興費（学校・家庭・地域連携推進事業費）であり、各認定こども園の実情等を勘案して、教育委員会事務局から各認定こども園へ一部予算配当を行い、認定こども園ごとに予算執行している。

公立保育所費の修繕料として各認定こども園で執行しているものは、主に小規模な修繕であり、その他の修繕については、こども育成課が各認定こども園の実情を把握し、緊急性、必要性等を考慮する中で、直接予算執行している。

また、備品購入については、こども育成課が各認定こども園の実情を把握し、緊急性、必要性等を考慮する中で、直接執行している。

8. 幼稚園及び認定こども園における主な取組状況

- (1) 各園においては、就学前の教育・保育計画「スタンダード・カリキュラム」や「すぐすぐプログラムー5つの育てたい力ー」を指導の基本とし、それぞれの園で教育保育理念を定め、「めざすこども像」、「教育・保育目標」及び「教育・保育方針」並びに年齢に応じた年間目標をきめ細かく設定し、発達段階に合った保育活動がなされている。
- (2) 特別保育事業については、早朝・延長保育、一時保育、特別支援事業を行い利用者のニーズに応えるよう努力している。
- (3) 遊具の点検については、定期的に目視及び打音検査による点検を実施し、また3年ごとに専門家による一斉点検を実施するなど安全管理に努めている。
- (4) 園外保育を通じての各種の体験、施設の立地等の状況に応じ、近隣の施設及び小学校並びに地域の各年代層の住民との交流を実施し、園の行事として定着が見られ、地域とのコミュニケーションが図られている。
- (5) 就学前の英語活動として「英語遊び保育」を開催するとともに、「からだの力の育成」のための運動遊び、さらにはボランティアによる絵本の読み聞かせや紙芝居など、幼児期に身につけるべき基礎力の育成に向けての保育が実践されている。

幼児期の教育及び保育の充実は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものである。引き続き、望ましい生活習慣の定着へ向けての保育並びに特色ある幼児期の教育への取組を期待する。

第7 監査の総括及び所見

1. 内部統制の有効性及び妥当性並びに合理性の観点から、全体的（共通事項）における指導事項等については、以下のとおりである。

〔指導事項〕

(1) 物品及び備品の適正な管理について

一部の学校園で、備品台帳と現物との整合性の点検が行われていない状況が見受けられた。備品の管理については現物の有無の確認を行い、財務会計システムにおける備品登録等、随時更新を図り適正な記録管理に努める必要がある。

また、物品については豊岡市物品取扱規則に基づく適正な管理が必要である。

(2) 不審者等に係る安全対策について

ア. 県警ホットラインが小学校、幼稚園及び認定こども園に配備されているが、これらを使用した防犯（不審者対策）訓練等が未実施、また、県警ホットライン機器の保守点検等が実施されていない学校園が見受けられた。

県警ホットライン設置の意義の重要性を改めて認識し、日常的な機器の管理と実際の訓練を行うべきである。

イ. さすまたについては、施設によって園児・児童数及び職員数と比較すると保有数にバラツキが見られ、職員へその使用方法が周知されていないことが見受けられた。

さすまたの学校園への配備について、全市的に調整することが必要であり、また使用方法についても研修等を行い、有事に備えた扱い等の習得が必要である。

ウ. 来訪者の取扱について、学校園によって差異がある。受付名簿に記帳し、来訪者名札を着用するところ、受付名簿の記帳のみのところ、まったくないところ、オープンスクールや授業参観時のみ名札着用など、対応がまちまちの状況である。来訪者の取扱について、全市的な統一基準による対応が必要である。

(3) 学校園施設のセキュリティ対策について

セキュリティ対策として施設毎に警備サービス会社のセキュリティシステムを導入しているが、各学校園で設定している部屋数に差異がある。学校園での重要書類や貴重品等の取扱・保管状況も含めて実態調査を行い、そのあり方について全市的な検討が必要である。

〔検討事項〕

今後、各学校園の照明器具の更新にあたっては、消費電力削減等のために計画的にLED照明を導入することを検討されたい。

2. 各施設における指導事項等については、以下のとおりである。

〈小学校〉

小学校における指導事項等については、次のとおりである。

〔指導事項〕

- (1) 資金前渡金で、現金受領から支払い完了までの期間が長いものが見受けられた。豊岡市会計規則に準じた適正な事務処理を行うべきである。
- (2) 支出伝票の起票について、一部の学校において一週間分をまとめて処理している状況が見受けられたが、支払遅延等の発生防止のためにもその都度事務処理を行うべきである。
- (3) 学校施設の使用（学校開放）について、一部の学校においては登録利用団体に対して屋内運動場（体育館）のスペアーキー（鍵）の通年貸与があるなど、施設の管理上改善が必要と思われる事案が見受けられた。

公の施設の適正管理の観点から、今後、施設の利用団体との協議並びに理解に努め、鍵の收受に関して現行の手法を改められたい。

〔検討事項〕

- (1) 余裕教室については、今後少子化等が進む中で更に増加するものと考えられる。今後の余裕教室のあり方について、検討が必要である。
 - ア. 余裕教室のある学校においては、各学校の判断により、学習室、相談室、通級教室として使用していた。
 - イ. 教室を使用し、維持するには別途光熱水費等の経費も必要となる。また、余裕教室のない学校との教育のバランスはどうかなど、市として、一定の方向性を示す必要があると考える。

(2) 校庭の芝生化を行っている学校においては、乗用の芝刈機等が配備されているが、日常の芝刈及び施肥など管理に大きな労力を要しているとの事である。

年間を通じての維持管理に係る委託経費については多額の費用を要するため困難と思われる。平成29年度から、職員の負担を少しでも軽減すべく、スポット的に作業委託が可能な予算が計上されているが、各校への配当額が不十分と思われる所以、予算増額を検討されたい。

〔要望事項〕

(1) 給食費について、滞納が発生し未収金が生じている小学校が存在している。個別懇談などで催告を行い、解消される予定だが、負担の公平性を図るために引き続き、豊岡市会計規則や豊岡市債権に関する条例及び豊岡市債権管理マニュアルに基づき、滞納解消に向けての一層の努力と工夫並びに台帳整理、交渉経過等の記録など、適切な債権管理を行うよう要望する。

(2) 修繕料の執行については、小学校と教育委員会双方の事務の省力化や効果的・効率的・緊急的に対応できるような仕組みづくりで行われている。引き続き適切な施設管理を行うよう要望する。

ア. 学校の修繕料は、教育総務課が執行する学校施設管理費、こども教育課が各校へ配当して執行する学校運営事業費に分かれる。学校経営及び運営の視点での一体的な評価ができるよう併せて事務の簡素化を図る上でも両課分をまとめることが望ましいと思われる。

イ. 学校現場においては常に修繕必要箇所を把握し、職員間でその危険度等の認識を共有し、予算要求時期にはその緊急度等により教育委員会に対し予算要求を行うなど、学校内での一定のルールが必要と考える。

その中で、年次的に対応していくものなどの分別を行い、一時期に修繕費の執行が集中しないよう配慮するなど、学校施設全体をマネジメントする視点が大切である。

(3) 学校徴収金の適正な管理の実施の徹底が必要である。一部学年の学年費が繰越処理されており、積立金会計として管理されている。校外学習の際に充当するとの事であるが、事務引継ぎ等「学校徴収金事務取扱要綱」に基づく適正な管理に努められたい。

(4) 近年、学校及び児童を取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、教職員の長時間にわたる時間外業務が常態化している。このような状況は、教職員の心身の健康を脅かすことはもとより、子どもたちへの教育にも大きな影響が及ぶことが懸念される。

教育委員会においては平成29年度に「学校における働き方改革推進方針」を策定し、「週当たりの在校時間が60時間を超える教職員を0にする。」を目標に取組の方向性や検討・推進する取組を示している。引き続き保護者や市民への理解、協力を得て、学校の働き方改革への取組が一層進むよう努められたい。

〔その他〕

(1) 平成29年度は、新規に熱中症対策として各学校に対して「熱中症対策消耗品費」が配当され、氷嚢、経口補給液及び冷却材等を購入し、熱中症の予防など児童の健康管理に有効に活用されている。

(2) 各学校においては毎月及び各種学校行事の実施など必要に応じて「学校だより（学校通信）」を作成している。当該だより（通信）については、保護者だけではなく校区の世帯に対して配布もしくは回覧されている。

このことは、各学校における各種取組を校区の皆さんに認知してもらうとともに親しみと理解等を得ることができ、併せて学校と地域を結びつける大変有効な手段であると思われる。

＜幼稚園及び認定こども園＞

幼稚園及び認定こども園における指導事項等については、次のとおりである。

〔指導事項〕

- (1) 一部の園において、一時保育料の徴収に関し、納付書の納付期限の未記入並びに受領した現金を会計課もしくは振興局で収納するという一連の事務処理が的確になされていない状況が見受けられた。

延長保育料等に係る請求から納付・収納に至る事務については、公金（現金）管理マニュアル等を参考に適正に事務処理を行うべきである。

- (2) 一部の園において、個人情報データの持出しが管理職の許可制となっている状況が見受けられた。セキュリティ機能（暗証番号）のあるUSBメモリーにより持出されているが、当該記録媒体の紛失並びに情報漏洩の観点から、持出しを行わないようすべきである。

- (3) 一部の園において、玄関ホール及び通路に本棚等の大型物品が置かれているが、地震の際に転倒する恐れがあるため、転倒防止のための措置を行うべきである。

〔検討事項〕

- (1) 認定こども園においては、一時保育等で保護者から直接現金を受領しているが、現在「分任出納員」は出先機関の長である園長のみとなっている。園長不在時の事務処理を考慮すれば、最低限の分任出納員の増員を検討すべきである。

- (2) 園の職員配置人数については、国が定めている基準を満たしているが、園現場の実態を勘案すれば、各園の園児数等の現状に応じ、余裕を持って保育できる人員を確保するための努力が必要であると思われる。

- (3) 施設管理業務における園庭の草刈りの取扱いについては、草刈機（刈払機）も配備されておらず、個人の機械を持参し勤務時間外に対応している園も見受けられた。少人数職場の現状において、職員の負担軽減を図るためにも、業務を委託するなど市の共通の対応が必要であると思われる。

〔要望事項〕

- (1) 園内の一部敷地に個人から借用している土地が存在する。今後、相続等により所有者の変更などによる問題等の発生も懸念されるため、土地の購入に向けて検討されることを要望する。（※参考：但東の2園については、私有地が存在している状況である。）

- (2) 修繕料の執行については、園と教育委員会双方の事務の省力化や効果的・効率的・緊急的に対応できるような仕組みづくりで行われている。引き続き適切な施設管理を行うよう要望する。

ア. 園の修繕については、園が自動的に執行しているもの及び教育委員会が対応しているものがある。園の経営及び運営の視点での一体的な評価ができるここと、併せて事務の簡素化を図る上でも一定のルールの策定等が望ましいと思われる。

イ. 園においては常に修繕必要箇所を把握し、職員間でその危険度等の認識を共有し、予算要求時期にはその緊急度等により教育委員会に対し予算要求を行うなど、園内での一定のルールが必要と考える。

その中で、年次的に対応していくものなどの分別を行い、一時期に修繕費が高騰しないよう配慮するなど、園施設全体をマネジメントする視点が大切である。

〔その他〕

- (1) すべての園において、学期末及び園行事の機会に保護者を対象にアンケート調査を実施し、保育活動並びに園の運営に活かされている。
- (2) 子育てに係る相談については、個別に時間を設け実施するとともに、送迎時の空き時間においても子育て相談に応じている。
また、一部の園においては毎週金曜日に未就園児との交流を行い、その際に保護者の子育て相談などの場も提供している。
- (3) 園児に対する食育並びに食事作法（はしの持ち方等）については、年に1回栄養士による指導が行われており、園においては個人に合わせて指導するとともに、保護者向けにはプリントを配布し、基本的生活習慣につながる取組を行っている。
- (4) 「認定こども園」という施設の態様等が地域に十分浸透・認知されていないとの観点から、今後においては「園だより（園通信）」を配布するなど、地域に対して積極的に情報発信を行うこととしている。